

神奈川県歯科衛生士会における新型コロナウイルス感染予防対策と受託事業の取り組みについて（第一報）

○岡本 香 三浦千賀子 薄井信子 石井真奈美 添田静香 竹山淳子 法木 忍 打矢純子
(神奈川県歯科衛生士会)

【目的】神奈川県歯科衛生士会では、新型コロナウイルス感染の拡大と緊急事態宣言の発令に伴い、本会として感染予防対策委員会を設置し、感染予防対策および受託事業の実施に向けて、受託事業参加協力歯科衛生士の安全な業務と受託事業先に向けて感染予防対策の指針を検討したので報告する。

【概要および方法】2020年度受託事業の状況と経過を取りまとめる。7月より受託事業が稼働するが、受託事業の進捗状況の把握する中で、本会として受託事業参加協力歯科衛生士に対して感染予防対策および行動指針の通知を徹底する。感染予防対策委員会は、3回(6月、7月、8月)開催され、受託事業参加協力歯科衛生士の安全な歯科保健指導の業務遂行に向けて感染予防と行動指針を検討する。2020年度受託事業参加協力歯科衛生士は77人であるが、内22人は初めて受託事業に参加協力する。本会では毎年6月に受託事業に参加協力する歯科衛生士に向けた各受託事業について説明会を開催しているが、緊急事態宣言の発令下のため、各受託事業の説明会を8月まで延期する。

行動指針について

- ① 睡眠時間を十分に取し、手洗いを始め正しい生活習慣と規則正しい生活を心がけること。
- ② 満員電車や人混みではマスクを装着し、不用意に物に触れないよう心がけること。
- ③ 全ての職員は出勤時に検温し、体調不良の者は自主的に出勤を控えること。
- ④ 発熱や上気道症状等の症状が発現した場合は、自主的に出勤を控えること。
- ⑤ 休憩時間、就業前後等マスクを装着していない時は、他の職員との接触は避けること。
- ⑥ 換気が悪く人が密に集まって過ごすような空間や、不特定多数の人が密に接触する 場所で開催されるイベント等には、極力参加しないこと。
- ⑦ 就業にあたり、最近の海外渡航の有無を必ず確認し、渡航先や体調等について問い合わせ、必要に応じて自宅待機や検査を受けること等を指示すること。

【結果および考察】受託事業主の健康診断は例年通り実施されているが、歯科健診については実施されていない事業所がある。また、学校等における歯科保健指導についても各学校の対応が異なる。受託事業の学校等に於ける歯科保健指導の実施結果の一例について報告する。2019年度は221回/年、実施されている。しかし、2020年度は43回/年である。2019年度と比較して実施率が81%と大幅に減少している。歯科保健指導に携えた歯科衛生士は2019年度は279人、2020年度は98人となる。2019年度と比較すると65%減少である。新型コロナウイルスの感染者数の推移と受託事業先の対応を注視する必要がある。第一波、第二波、第三波と神奈川県歯科衛生士会では陽性者を出すことなく、安全に受託事業に取り組むことができたと考える。

【結論】神奈川県歯科衛生士会をはじめ医療従事者が速やかに情報共有の行われる必要がある。緊急事態宣言の中、厚生労働省や日本歯科医師会・神奈川県歯科医師会がWebサイトで医療従事者に向けて発信があり、本会としては情報共有することができた。今後、本会をはじめ各事業主が歯科健診補助や歯科保健指導を継続的かつ安全に実施する環境を整える必要がある。学校歯科保健指導については、新たに学校歯科保健指導検討委員会を設置し、学校歯科保健指導の向上を目指したいと考える。